

福岡県公報

平成18年2月17日
第2497号

目次

告示(第313号-第330号)

○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	1
○賃金業者の登録の取消し	(経営金融課)	2
○賃金業者の業務の停止	(経営金融課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(出納事務局出納総務課)	2
○国土調査の成果の認証	(農地計画課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	4
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○保安林の所在場所等	(治山課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	7

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	10
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	11
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	14
○一般競争入札の実施	(高度情報政策課)	15
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	18
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	19
○平成18年度九州国立博物館イベント運営業務の委託に係る提案の募集	(アジア文化交流センター)	21

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	22
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	23

正誤

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更(平成18年2月福岡県告示第245号)中正誤	24
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出(平成18年2月福岡県告示第262号)中正誤	24

告示

福岡県告示第313号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
----------	------	------

県営協山地区土地改良（区画整理） 事業変更計画書の写し	平成18年2月17日から 平成18年3月17日まで	福岡市役所
--------------------------------	------------------------------	-------

福岡県告示第314号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者は、所在不確知の公告に対して申出をしなかったため、同法第38条第1項の規定により、平成18年3月9日をもってその登録を取り消す。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできる。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻 生 渡

商 号	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
有限会社コスモ	坂本 健一	福岡市中央区平和5丁目6番23号	福岡県知事 (4) 第05729号	平成15年10月14日

福岡県告示第315号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 名称
office G・A・F
- 氏名

谷口 浩史

3 主たる営業所の所在地

北九州市八幡西区皇后崎町11-2

4 登録番号

福岡県知事(2)第07592号

5 登録年月日

平成16年9月17日

6 行政処分の年月日

平成18年1月24日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止60日間（平成18年1月25日から平成18年3月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第316号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻 生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店ほか54店 （今回変更する売りさばき所 宮若市宮田59-15 株式会社福岡銀行宮田支店）	平成18年2月11日
旧事項			福岡市中央区天神2丁目13番1号 本店ほか54店 （今回変更する売りさばき所 鞍手郡宮田町大字宮田59-15 株式会社福岡銀行宮田支店）	

新事項	68	北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会	北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号AIM2階	平成18年2月7日
旧事項		北九州市小倉北区浅野3丁目9番30号 財団法人西日本産業貿易コンベンション協会		
新事項	150	粕屋郡篠栗町大字金出3350-2 福岡県立社会教育総合センター内 福岡県子ども会育成連合会会長 池田龍男	粕屋郡篠栗町大字金出3350-2 福岡県立社会教育総合センター内	平成18年2月7日
旧事項		粕屋郡篠栗町大字金出3350-2 福岡県立社会教育総合センター内 福岡県子ども会育成連合会会長 原 宗一		

福岡県告示第317号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
嘉穂町	平成15年度から平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	大字大隈	平成18年1月30日

福岡県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
前原	県道	瑞梅寺池田線	前	前原市大字波多江642番先から 同市大字波多江711番1先まで	12.5 ～ 17.0	542.0
			後	同上	12.5 ～ 24.0	

福岡県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	瑞梅寺池田線	前原市大字波多江642番先から 同市大字波多江711番41先まで

福岡県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	宮ノ浦前原線	前原市前原東3丁目647番3先から 同市前原東3丁目1390番先まで

福岡県告示第321号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営今元地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年2月17日から 平成18年3月17日まで	行橋市役所

福岡県告示第322号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
糸島郡志摩町大字御床91-9	医療法人善優会岩隈医院	高妻 一郎

柳川市下宮永町523番地1	医療法人清和会長田病院	長山 幸路
柳川市本城町117の6	江頭整形外科医院	江頭 昌幸
豊前市大字四郎丸281	医療法人社団祥和会大川病院	峰松 正浩
豊前市大字四郎丸281	医療法人社団祥和会大川病院	河村 直樹
豊前市大字四郎丸281	医療法人社団祥和会大川病院	奥野 丈夫
豊前市大字四郎丸281	医療法人社団祥和会大川病院	石井 昭洋

福岡県告示第323号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
嘉穂郡穎田町大字佐與字北ノ浦1550番1、1551番1、1552番、1553番1、1554番、1555番1、1556番1、1557番1、1557番2、1558番から1560番まで、1567番、1568番1、1569番1、1570番1、1571番1及び1590番1並びにこれらの区域内の道路、水路である町有地の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都荒川区西日暮里2-27-5
株式会社 ダイナム 代表取締役 佐藤 公平

福岡県告示第324号

大和町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 就任理事

氏名	住所
平川 港	柳川市大和町中島1920番地
田中正人	〃 〃 明野988番地
松藤正則	〃 〃 皿垣開2482番地
小宮直喜	〃 〃 〃 252番地
山口安雄	〃 〃 〃 1447番地
坂井榮次	〃 〃 中島2485番地
武藤 茂	〃 〃 六合1791番地 1
横山正喜	〃 〃 徳益321番地 1
深町武義	〃 〃 塩塚622番地
藤木 誠	〃 〃 六合553番地 1
大津欣一	〃 〃 栄633番地
櫻木美佐喜	〃 〃 徳益577番地
森 学	〃 〃 塩塚888番地 3
高口孝行	〃 〃 栄570番地

2 就任監事

氏名	住所
堤 勝彦	柳川市大和町皿垣開88番地 1
松藤俊光	〃 〃 六合1518番地
平川隆城	〃 〃 栄916番地 1

福岡県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
行橋	県道	門司橋線	前	京都郡苅田町若久町三丁目11番2先から同郡同町幸町7番27先まで	19.6 ～ 34.0	1305.8	うち一般国道10号重用延長1305.8メートル
			前	京都郡苅田町大字苅田3787番1先から同郡同町幸町7番27先まで	6.8 ～ 40.0		
			後	京都郡苅田町大字苅田3787番43先から同郡同町幸町7番141先まで	40.0 ～ 46.0	1540.0	
行橋	県道	門司橋線	前	京都郡苅田町幸町7番141先から同郡同町磯浜町一丁目5番3先まで	3.4 ～ 25.0	1836.7	うち一般国道10号重用延長1368.0メートル
			前	同上	39.4 ～ 43.0		
			後	同上	40.0 ～ 54.0	1202.0	

福岡県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	門司線 行橋	京都郡荊田町大字荊田3787番65先から 同郡同町松原町6番9先まで
行橋	門司線 行橋	京都郡荊田町幸町7番141先から 同郡同町磯浜町一丁目5番3先まで
行橋	門司線 行橋	京都郡荊田町磯浜町二丁目1番38先から 同郡同町大字南原2085番17先まで

福岡県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

なお、保安林予定森林の所在場所等（平成18年2月福岡県告示第222号）は、取り消す。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
田川郡赤村大字赤字畑見野1863（次の図に示す部分に限る。）、字菅ノタヲ1864
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第328号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ゆづるは
 - (2) 代表者の氏名
松尾 敦子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大野城市御笠川五丁目6番5号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害を有するものとその家族に対して、安心して生活できるようになるための、就労支援・就労の場の提供、余暇支援に関する事業を行い、生活年齢に見合った生活の自立及び安定、経済的・精神的向上、そして支援を必要とするものとその家族への生活の自己選択の幅を広げられるような地域福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第329号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 立山福祉会

(2) 代表者の氏名
立石 百合子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県大野城市平野台四丁目10番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険法に基づく在宅介護や高齢者の生き甲斐作り・地域住民との交流促進に関する事業を行い、地域福祉の増進や共生共助なまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第330号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鞍手郡鞍手町大字八尋1529-11、1529-12及び1529-13（第3工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鞍手郡鞍手町大字中山3705番地
鞍手町長 篠原 彌榮

公 告

公告

福岡県が発注する特定役務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達内容
 - (1) 調達役務の名称及び数量
新聞定期広告
朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞 各12回
 - (2) 調達役務の特質等
入札説明書による。
 - (3) 契約の期間
契約締結日から平成19年3月31日まで
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
 - 2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。
 - (1) 申請書の入手先
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）
〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-7838
 - (2) 申請書の価格
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
平成18年3月31日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-06（広告宣伝）で、「AA」の等級に格付されている者（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。）

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。
ア 同種の基準は、新聞（一般紙）広告とする。
イ 同程度の基準は、全7段以上の新聞広告を1回以上とする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3102

6 契約条項を示す場所
5の部局とする。

7 入札説明書の交付
(1) 期間
平成18年2月17日（金）から平成18年3月17日（金）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所
5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法
(1) 提出場所
5の部局とする。
(2) 受領期限
平成18年3月31日（金） 午後5時00分
(3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時
(1) 場所
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁8号会議室（行政棟地下1階）
(2) 日時
平成18年4月3日（月） 午前10時30分

11 落札者がない場合の措置
開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積金額（見積金額とは、消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required: Handing of Fukuoka Prefectural Government's newspaper advertising in the Asahi Shimbun, the Mainichi Shimbun, the Yomiuri Shimbun, the Nishinippon Shimbun (on 12 occasions each).
- (2) Contract period: from the date of contract signing through March 31, 2007.
- (3) Time limit for tender: 5:00 p. m. March 31, 2006.
- (4) Contact point where documents for tendering a bid are available: Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 812-8577 Japan.
Tel 092-643-3102

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- (1) 県全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託
- (2) 新聞定期広告

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成18年3月20日（月）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

福岡県が発注する特定役務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

ア 名称

県全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について

別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年3月31日（金）現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が03-02（活版印刷）又は13-06（広告宣伝）で、「AA」の等級に格付されている者（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。)

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、印刷物の製作とする。

イ 同程度の基準は、3万部以上の印刷物（チラシ、ポスター等は含まない。）を継続して（1年間に2回以上）製作したことがあることとする。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成18年2月17日（金）から平成18年3月17日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年3月31日（金） 午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁8号会議室

(2) 日時

平成18年4月3日（月） 午後1時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（この号において「見積金額」とは、1部当たりの見積金額（消費税及

び地方消費税を含む。)に平成17年度の発行実績部数(1,013万4千部)を乗じて得た額とする。)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合(同種・同規模の契約とは「印刷」又は「広告宣伝」業務に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。)

(2) 契約保証金

契約金額(この号において「契約金額」とは、1部当たりの見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)に平成17年度の発行実績部数(1,013万4千部)を乗じて得た額とする。)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature of the service required: publishing of Fukuoka Prefecture's newsletter and delivering to cities, towns and villages in the prefecture, 5 times publishing (July, September, November, January, March).
- (2) Contract period: from the date of contract signing through March 31, 2007.
- (3) Time limit for tender: 5:00 p.m. March 31, 2006.
- (4) Contact point where documents for tendering a bid are available:

Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken 812-8577 Japan.
Tel 092-643-3102

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

行政情報通信ネットワーク運用管理業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の受付期間

この公告の日から平成18年3月20日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注

する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

行政情報通信ネットワーク運用管理業務委託

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成18年5月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画振興部高度情報政策課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年3月31日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされているもの（事前に3の(3)の部局で等級の格付の確認をすること。）

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	04	調査統計	AA

(2) 都道府県又はこれと同規模以上の類似する団体のデータ通信機器（ルータ、インテリジェントハブ、メディアコンバータなどのネットワーク機器で1,000台以上）の運用管理の実績を持ち、迅速かつ確実に履行できると認められる者

なお、実績を証明する書類を提出すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課ネットワーク管理班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成18年2月17日（金）から平成18年3月24日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成18年3月3日（金） 午後3時00分

(2) 場所

5の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年3月31日（金） 午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

5の部局とする。

(2) 日時

平成18年4月3日（月） 午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、そのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は、13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary of Service Required :

(1) Nature of The Service : The management and operation of the Computer Network System.

(2) Period of Contract : From May 1, 2006 until March 31, 2007

(3) Time-limit for tenders : March 31, 2006, 17 : 00

(4) A Contact point where tender documents are available : Advanced Information Policy Division, Planning & Promotion Department, Fukuoka Prefectural Government Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. TEL 092-643-3194

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数

- イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 障害者雇用状況
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成18年3月20日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

車両用燃料（ガソリン・ローリー給油）の単価契約 719,000L程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月31日（土）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年3月31日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
8	01	石油	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233、2234

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年2月17日（金）から平成18年3月31日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年3月31日（金） 午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室

(2) 日時

平成18年4月3日（月） 午前10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（1L当たりの税込単価）に発注予定数719,000Lを乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価に719,000Lを乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）

）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に719,000Lを乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に719,000Lを乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に

くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Gasoline (Stored in a tank) Estimated yearly total : 719,000 liters
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through March 31, 2007
- (3) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (4) Time Limit of Tender : 5 : 15 PM on March 31, 2006
- (5) Unit/Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext. 2233, 2234)

公告

次のとおり平成18年度九州国立博物館イベント運営業務の委託に係る提案を募集します。

平成18年2月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 提案の内容

平成18年度九州国立博物館イベント運営業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

過去に博物館等におけるイベント（特別展・企画展等を除く。）の企画・運営等を行った実績があること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の場所及び名称

太宰府市石坂4丁目7番2号

福岡県立アジア文化交流センター交流課

電話番号 092-929-3294

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成18年2月23日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 提案参加申込み

ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 受領期限

平成18年2月24日（金） 午後5時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）

(4) 説明会の開催

ア 日時

平成18年2月28日（火） 午後2時00分から

イ 場所

太宰府市石坂4丁目7番2号

九州国立博物館 1階研修室

(5) 提案書の提出

ア 提出期限

平成18年3月15日（水） 午後5時00分

イ 提出場所

(1)の部局とする。

ウ 提出方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）

エ 提出書の審査

提出期限後、提案書のプレゼンテーションの日時、場所等を指定し、提案内容について説明を受けた上で、提案書評価委員会で審査する。提案多数の場合は、第1次書面審査を通過したものに限り、プレゼンテーションを実施する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第4号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年2月17日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県宗像警察署の部土穴交番の項中「土穴110番地7」を「赤間駅前1丁目7番1号」に改め、同表福岡県折尾警察署の部遠賀川交番の項中「遠賀川2丁目7番

1号)を「遠賀川1丁目8番2号」に改め、同表福岡県筑紫野警察署の部針摺交番の項中「大字針摺325番地6」を「針摺西1丁目4番1号」に改める。

附 則

この規則中別表第1福岡県折尾警察署の部遠賀川交番の項の改正規定は公布の日から、同表福岡県宗像警察署の部土穴交番の項及び福岡県筑紫野警察署の部針摺交番の項の改正規定は平成18年2月27日から施行する。

福岡県公安委員会告示第38号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により公示する。

平成18年2月17日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日	講習時間	講 習 場 所
平成18年3月22日（水）から同年3月27日（月）までの間（ただし、土、日曜日については休講とする。）	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、学科試験を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

60名（1講習30名とし、2講習実施）

4 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を者する者とする。

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(2) 旧資格者証の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成18年2月24日（金）から平成18年3月17日（金）まで（土、日曜日を除く）の午前10時から午後5時までとする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講者1人の代理を有効とする。また、受講希望申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

(4) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の60人となったときは、受付を締め切ることとする。

7 講習受講手数料

23,000円（受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。）

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにお

いても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤						
					上	下										
18・2・6	2492	告 示	245	1		○		表中	<table border="1"> <tr><td>○新事項</td><td rowspan="2">150</td></tr> <tr><td>○旧事項</td></tr> </table>	○新事項	150	○旧事項	<table border="1"> <tr><td>○新事項</td><td rowspan="2">150</td></tr> <tr><td>●新事項</td></tr> </table>	○新事項	150	●新事項
○新事項	150															
○旧事項																
○新事項	150															
●新事項																
18・2・8	2493	告 示	262	5		○	後ろから 9	○第5条第1項	●第5条第1項							